

京都市おくやみ手続事業企画提案募集要項

1 目的

京都市（以下「本市」という。）は、市民が死亡した後に必要となる手続きについて、ご遺族の負担軽減のため、自身で手続きする際に必要な情報等を掲載した冊子（おくやみハンドブック）を、市と協働して発行する事業者と、発行したおくやみハンドブックに係る研修等を実施する事業者をあわせて募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

京都市おくやみ手続事業

(2) 事業内容

仕様書のとおり

(3) 費用負担等

- ・ おくやみハンドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品に係る全ての費用は、受託者が負担することとする。

なお、受託者は「おくやみハンドブック」に自らが募集した企業等の広告を掲載することができ、その収入は受託者に帰属する。広告掲載に当たっては、本市の「京都市広告事業実施要綱」及び「京都市広告掲載基準」を遵守すること。

- ・ 研修等の実施は、仕様書の記載に基づき実施し、その上限は840千円とする。

3 事業の実施

本事業は、公募型プロポーザル方式を準用し、受託者を選定し、実施する。

なお、実施内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者で協議の上、決定する。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「有資格者」という。）とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者とする。

なお、競争入札有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解したうえで事業を実施できること。
- (5) 近畿2府4県内（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県）に事務所又は支店、営業所又は事務所を有し、京都市役所まで2時間以内に到達できること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 過去5年（令和3年度から令和7年度まで）の間に、地方公共団体からおくやみハンドブック作成を、1年以上元請けとして受託し、適切に事業を実施していること。
- (9) 広告掲載料が確保できなかった場合でも納品保証ができること。
- (10) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、全ての事業者が上記（1）～（7）を、事業者側で定めた代表幹事事業者が、上記（1）～（9）を満たしていること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書等の提出時に「京都市おくやみ手続事業に関する協定書」（様式3）を併せて提出すること。

5 参加手続について

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。

ア 交付書類

- (ア) おくやみ手続事業企画提案募集要項（本書）
- (イ) 参加申出書（第1号様式）
- (ウ) 参加資格要件確認書（第2号様式）
- (エ) 実績調書（第2-1号様式）
- (オ) 京都市おくやみ手続事業に関する協定書（第3号様式）
- (カ) 京都市おくやみ手続事業仕様書等に係る質問票（第4号様式）
- (キ) 京都市おくやみ手続事業仕様書

(2) 参加申出書等の提出について

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加申出書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申出書（以下「申出書」という。）（第1号様式）
コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。
- (イ) 参加資格要件確認書（第2号様式）及び受託実績の契約書（写）等実績が分かるもの
- (ウ) 実績調書（第2-1号様式）
- (エ) 京都市おくやみ手続事業に関する協定書（第3号様式）
- (オ) その他参考書類（会社概要・経歴・沿革がわかるもの）
なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事事業者について会社概要を提出すること。

京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ、以下の書類を提出してください。

- ・ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3か月以内に発行のもの）
- ・ 登記事項証明書（全部事項証明）（3か月以内に発行のもの）
- ・ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書（3か月以内に発行のもの）
（国税）直近1か年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
（地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書
- ・ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（必要に応じて別途提供する）

イ 提出部数

2部

ウ 提出期間

令和8年4月16日（木）（午後5時まで）

※ 郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、上記指定日時までに提出先に必着のこと。

※ 持参の場合は、月～金（祝日・休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に事前に連絡のうえ提出先に持参すること。

※ 電子メールによる提出は認めない。

エ 提出先

「16 問合せ先及び提出先」参照

(3) 参加資格審査及び審査結果の通知

提出された参加申出書等により参加資格の有無を確認する。その結果、参加資格の要件を満たしていないと認められた者、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び参加申出書等に虚偽の内容が記載されている場合は、本件プロポーザルに参加することはできないものとし、電子メールにより、理由を付してその旨を通知する。

(4) 参加資格審査後の取扱い

有資格者が、企画提案書提出日において、参加資格の要件をひとつでも満たさない場合及び提

出書類に虚偽の記載をした時には、参加資格がないものとしてプロポーザルへの参加は認めない。

6 質問及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 参加手続について」の参加申出書を提出した者とする。

(2) 質問方法

京都市おくやみ手続事業仕様書等に係る質問票（第4号様式）を電子メールにより「16 問合せ先及び提出先」に提出すること。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(3) 質問提出期限

令和8年4月16日（木）（午後5時まで）

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月21日（火）（予定）までに、参加申出書の提出を行った事業者の担当者に対し、質問提出期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

なお、本市の回答は、募集要項等を補足する効力を持つものとする。

7 企画提案書等の提出について

必要な提出書類を作成し、期限までに郵送又は直接持参により提出すること。

(1) 提出場所

「16 問合せ先及び提出先」参照

(2) 提出資料

ア 企画提案書（下記「8 企画提案書の作成要領」参照）

イ 見積書及び経費内訳書

次のとおり作成し、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載のうえ、印鑑を押印したものを1部提出するとともに、提案者名を類推できる表現を削除した同写しを企画提案書に添付すること。見積書は企画提案書のページ数に含まないものとする。

（ア）見積書は、独自提案の事項も含めて、本業務のうち、研修等の実施に要する全ての経費を記載すること（消費税及び地方消費税を含む）。

（イ）経費内訳書は、見積書に記載した経費の内訳を、単価、工数（人、日）その他必要な経費の区分が分かるように記載すること。

(3) 提出部数

ア 事業所名を記載したもの1部

イ 事業所名を記載しないもの8部

ウ 電子データ（PDF形式）を格納したDVD又はCD 1枚

(4) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時まで

※ 郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、最終日の上記指定時刻までに提出先に必着のこと。

※ 持参の場合は、月～金（祝日・休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に事前に連絡のうえ提出先に持参すること。

(5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申出書、企画提案書等

参加申出書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ）指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は全て返却しない。

(カ) 提出された資料が情報公開請求の対象となった場合には、請求者に公開することがある。

(キ) 申出書提出後の辞退は、原則認めない。やむを得ない事情がある場合については、本市担当者と協議のうえ、辞退届（様式自由）を提出すること。

8 企画提案書の作成要領

(1) 全般的な留意事項

ア 提案者は「京都市おくやみ手続事業仕様書」に基づき、提案すること。

イ 企画提案書等の内容は、提案者が必ず実現できる内容を記載すること。

ウ 企画提案書等の内容について、その実現に必要な費用はすべて協働発行事業者の負担とする。

エ 企画提案書の様式は、本市が定めているものを除き任意とし、その大きさ及び書き方は原則 A4、縦長、両面横書きとする。ただし、図面等は、A3の用紙をA4の大きさに折り込むことも可。

オ 目次は、各項目の記載箇所が分かるように作成すること。

カ 下記(2)の内容及び仕様書に基づき作成すること。

キ 企画提案書は、表紙、目次、本文の順にとじ、全て含めて50ページ以内で作成すること。白紙のページはページ数に含まない。

ク 仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記述をしないこと。

ケ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。理解しづらい用語や専門用語がある場合は、脚注や用語集などを付記すること。

コ 企画提案書は、次のとおり整えて提出すること。

(ア) 正本：事業者名を記載したもの【提出部数：1部】

表紙には、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載すること。

(イ) 副本：事業者名を記載しないもの【提出部数：8部】

表紙及び本文中に社名を記述せず、提案者が類推できる表現も入れないこと。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(PDF形式)を格納したDVD又はCD
【提出枚数：1枚】

サ 提出された企画提案書が情報公開請求の対象となった場合には、請求者に公開することがある。

(2) 企画提案書に記載する内容と評価基準

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目について、補足で記載の評価基準に留意した提案書を提出する。

ア おくやみハンドブック

(ア) 事業実施体制

- ・ 事業を的確に実施するために必要な実施体制を確保できているか。
- ・ 本市や広告主と綿密な意思疎通(連絡、質問等に対応)を図ることができる体制であることが示されているか。
- ・ 本市の各制度所管部署(戸籍・住基・税・福祉等)との事前打合せの予定や打合せ内容について具体的に提案がされているか。

(イ) 類似事業の実績や強み

- ・ 類似事業の実績が豊富であるか。
- ・ 類似事業の実績を踏まえた強みがアピールされているか。

(ウ) ハンドブック構成

- ・ ハンドブックの目的を達成できるページ数、紙質、掲載情報について具体的に提案され

ているか。

- ・ レイアウト、文字サイズ、フォントの種類は、利用者に分かりやすい、見やすいものか。
- ・ ハンドブック利用者の心情に寄り添った内容の提案となっているか。
- ・ 行政情報ページと広告ページの分別が明瞭となっているか。
- ・ 広告スペースが前面に出すぎないレイアウトとなっているか。

(エ) 広告募集

- ・ 広告主の募集方法、広告の見込み数、広告の種類、広告レイアウト等
- ・ 広告主の募集方法や広告の見込数について、事業経費を十分にまかなえる、実現可能性の高い提案がされているか。
- ・ 想定されるハンドブック利用者の心情に寄り添った内容の広告を掲載する提案がなされているか。

(オ) スケジュール

- ・ 発行・納品について、実現可能で具体的なスケジュールが提示されているか。
- ・ 2回目以降の発行が必要となった場合についての発行・納品のスケジュールについて、具体的に提案されているか。
- ・ ハンドブック作成と広告募集の両方が計画的に進められるスケジュールになっているか。

(カ) 問題発生時の対応

- ・ 広告主の不祥事や広告に対する意見等、広告に関する問合せに、速やかに対応できる体制であるか。
- ・ その他、想定される問題と想定する具体的な対応について、示されているか。

(キ) その他事業者独自の提案

イ ハンドブックに係る研修事業

- ・ 本研修の趣旨を理解し、仕様書の内容を研修企画に反映した有益な研修内容となっているか。
- ・ 効果的な手法や技法を、研修目的に沿い、的確に盛り込んだ内容になっているか。
- ・ 知識やスキルが段階的に身に付く実践的な研修であると認められるか。
- ・ 研修講師は、類似業務に係る豊富な研修実績を有するか。
- ・ 知識やスキルが段階的に身に付く実践的な研修であると認められるか。
- ・ 研修を的確に実施するために必要な実施体制を確保できているか。

10 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和8年5月7日(木)～12日(火) (予定)

(2) 実施場所

京都市役所本庁舎又は分庁舎(予定)。

詳細は決定次第、電子メールにて担当者に通知する。

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションの出席者の人数は、5名以内とすること。

イ プレゼンテーションの実施時間は、45分以内とし、企画提案の説明時間は、20分以内、本市からの質問及びその回答時間は、25分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

なお、オンラインでのプレゼンテーションは認めない。

エ プレゼンテーションは、プロジェクター及びスクリーン等の機器は使用せず、提出した企画提案書を用いて行うこととする(ただし、企画提案書の読上げ用にパソコンを利用することは可とする。)

オ 審査は事業者名を伏せて行うため、プレゼンテーションにおいて提案者の名称等(提案者を類推できる表現を含む。)は言及しないこと。

11 受託候補者の選定に関する審査

- (1) 審査委員会
受託候補者の選定のために組織する審査委員会（文化市民局地域自治推進室の部長・課長等3名以上で構成）が、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (2) 審査基準
「京都市おくやみ手続事業受託候補者選定基準」のとおりとする。

1.2 受託者の決定

- (1) 受託者の決定
前記「1.1 受託候補者の選定に関する審査」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、審査員の評価点の平均点に基づき全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を事業候補者（第一交渉権者）に選定する。
ただし、審査員の評価点の平均点が満点の6割に満たない場合は事業候補者に選定しない。参加者が1者のみであっても、プロポーザルは成立することとする。
- (2) 審査結果の通知
審査結果については、書面をもって通知する。（令和8年5月15日頃までに通知予定）
なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。
- (3) 受託者の決定
受託候補者と協議し、仕様等の内容について合意した場合は、事業に係る契約を締結する。
なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。
- (4) 選定結果の公表
京都市ホームページ「京都市情報館」において、参加した事業者及び評価点を公開する。

1.3 契約について

- (1) 契約手続等
選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結する。
なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、次点者を事業候補者とする。
- (2) 再委託の禁止
本事業の履行を第三者に委託することを禁止する。ただし、あらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除く。

1.4 留意事項

選定された受託候補者は、事業の開始時まで、事業の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了すること。

1.5 スケジュール

日 時	内 容
令和8年4月16日（午後5時まで）	参加申出書受付締切
令和8年4月16日（午後5時まで）	質問票受付締切（4月21日までに回答）
令和8年4月21日（予定）	参加資格の要件を満たしていないと認められた者への通知
令和8年4月30日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年5月7日～12日（予定）	プレゼンテーション
令和8年5月15日まで（予定）	受託候補者決定通知送付
令和8年5月中（予定）	契約締結

1.6 問合せ先及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(分庁舎地下1階)

京都市文化市民局地域自治推進室（区政推進担当）

Tel (075) 222-3048

Fax (075) 222-3042